

● 「緊急型」及び「早期型」の意思の表出及び意見表明について

〔平成23年9月1日〕
〔日本学術会議第133回幹事会申合せ〕

社会における突発的な事態等に対して、日本学術会議として科学的な見地から緊急に意見を表明する必要がある場合や、政府からの要請等に基づいて、一定の時期までに限られた時間の中で日本学術会議の意見を取りまとめる必要がある場合等において、日本学術会議の科学的助言機能を有効かつ適切に行うため、適宜、以下の方法等を活用して意見の表出又は意見表明を行うこととする。

- 1 おおむね1～2週間程度の準備期間を経て、「会長談話」または「幹事会声明」等の形式で日本学術会議の意見を表明する「緊急型」の活動を行うこと。
- 2 おおむね3～4か月程度の審議期間（期間は当該案件の事情にかかる）を経て、日本学術会議の意思の表出を取りまとめる「早期型」の活動を行うこと。

附 則（令和3年12月24日日本学術会議320回幹事会決定）

この決定は、日本学術会議会則の一部を改正する規則（令和3年日本学術会議規則第1号）の施行の日（令和4年1月1日）から施行する。